

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC（○）
厚年基金（○） 会計基準（ ） その他（ ）

【タイトル】第39回社会保障審議会企業年金・個人年金部会の開催
について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省は2024年12月26日、第39回社会保障審議会企業年金・個人年金部会を開催しました。今回の部会では、以下について議論が実施されました。

- ・社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理（案）について

当部会の資料は、以下の厚生労働省HPに掲載されております。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_48143.html

1. 社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理（案）
（厚生労働省HP掲載 資料1を基に記載）

○資料1について事務局より説明が行われました。当資料については、以下のとおり前提が示されております。

（資料1 3、4ページより引用）

当部会では、前述の経済・社会の状況変化に加え、企業年金の実施状況など制度をとりまく現状や、一昨年部会における意見、これまでの政府としての取組等も踏まえ、以下に記載する私的年金制度に関する主な視点に基づき、令和5年4月から令和6年12月まで4回のヒアリングと14回の議論を重ねてきた。

- ・ 視点1 国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築
- ・ 視点2 私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備
- ・ 視点3 制度の運営状況を検証・見直し、国民の資産形成を促進するための環境整備

各検討課題について、2年間にわたるこれまでの議論を総括し、ここに「議論の整理」をとりまとめる。

※資料1の他、参考資料1「令和7年度税制改正に関する参考資料」についても、事務局より説明が行われました。

2. 委員からの意見（一部抜粋）

《DC拠出限度額の引上げについて》

- ・税の公平性を確保することや、労働者間の格差が広がらないように留意いただきたい。
- ・働き方の違いによる有利不利をなくすことや、企業型DCのマッチング拠出とiDeCoの差異をなくしていくといったことは非常に良いことと思う。限度額の拡大も機会の拡大とのことで評価できる。一方で、企業型DCとiDeCoが並列のような形になってしまうので、企業型DCの導入を迷っている企業で、同じ拠出限度額であれば、給料を上乘せするのでiDeCoをやっつね、という企業が必ず出てくる。結果的に企業年金の実施意欲を削ぐことにもなりかねないので、心配している。
- ・マッチング拠出の加入者掛金の額は事業主掛金額を上限とする制限の廃止について。事業主が掛金を増やすインセンティブを阻害する懸念があるので、今回の上限の廃止は率直に言って残念。

《その他》

- ・加入者のための運用の見える化については、実施した後の効果検証をしっかりと実施すべき。
- ・自動移換については、最終的に自動移換となるかどうかは、加入者本人の判断となる。よって、加入者が適切な行動をとることができるように、加入者本人に促す、ということが課題対応の本質である。DCのより良い制度運営に向けて、事業主だけでなく、運営管理機関、国民年金基金連合会等、関係者全員で知恵を絞って、多面的に対応すべき課題である。
- ・特別法人税については、そろそろ結論が出て良い。
- ・健全化法への対応は部会の中間整理（2024年3月28日公表）と同様の内容となっているので進展に強く期待したい。
- ・与党の税制改正大綱（※1）において、DCの老齢一時金の受給後に別の退職手当等を受け取る場合の、退職所得控除額の計算における勤続期間等の重複排除の特例の対象となる期間を、4年から9年にすることが含まれている。企業型DCやiDeCoについて、加入後にルールの変更があると加入を躊躇する方も出てくると思われるため、本部会においては税制改正大綱を踏まえた丁寧な議論をしていただきたい。

議論の最後に、部会長より以下の趣旨の発言がありました。

- ・色々ご意見いただいたが、議論の整理（案）について、委員の方からは異論はなかったと思われる。内容についてはこれでご了承いただいたとのことによろしいか。（異論なしと確認）では、議論の整理（案）については、委員の皆様よりご了承をいただいたため、後日、厚生労働省HPにて公表する。（※2）

（※1）「令和7年度税制改正の大綱」は、12月27日付で閣議決定されました。

https://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2025/20241227taikou.pdf

（※2）「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」については、部会の後、12月27日付で最終版が厚生労働省HPに公表されました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_48235.html

また、年金局長より以下のコメントがありました。

- ・今後は、今回の議論の整理を踏まえ、更に詳細な設計等も進めて、政治、関係方面と調整し、法案成立に向けて努力していきたい。

終わりに、事務局より、次回部会の開催日程は、事務局から改めて連絡する旨の発言がありました。

*****メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202412-170-0441-D